

<資料>

2022年度 島根大学法政研究会実施報告

島根大学法政研究会は、法経学科法学分野の教員、ならびに人間社会科学研究科社会創成専攻法制コースの大学院生・研究生を主な参加者として開催されている。今年度の活動報告は以下のとおりである。

(法政研究会事務局・横井里保)

第1回 2022年8月3日

小池直希（法経学科講師・刑法）

「故意責任の意義と故意の認識対象」

【報告要旨】

刑法上、なぜ故意があると重く非難されるのかについては、従来、事実の認識による違法性の意識喚起機能、すなわち「故意の提訴機能」によって説明されてきた。しかし、このような理解には疑問があることから、提訴機能の欠陥について指摘し、新たな故意責任の構想を提示した。また、学説上、故意の認識対象は構成要件該当事実の認識であると解されているものの、なぜ故意と構成要件がかかわるのか（故意の構成要件関連性）について、自覚的根拠づけはなされてこなかった。そこで、故意の構成要件関連性の根拠およびそこから導出される帰結についても提示した。

出席者（5名）

〔教員〕大橋エミ、嘉村雄司、黒澤修一郎、小池直希、横井里保

第2回 2022年12月14日

鄭媛（大学院人間社会科学研究科修士課程2年）

「中国における違憲審査制の導入可能性と制度構想について」

【報告要旨】

近年の中国社会では、人権保障が徐々に重視されるようになった一方で、人権保障制度が不十分であることも広く認識され、人権保障を目的とする違憲審査制の導入について中国の法学界で熱心に議論されている。今回の報告は、中国における人権保障と「憲法監督」の運用の現状、そして違憲審査制の導入の必要性を分析した上で、今までの中国の憲法学者の議論を整理し、それぞれの制度の導入の可能性について分析する。さらに、近年注目されている弱い形態の違憲審査制を中国で導入可能かどうかについて検討し、最も中国社会に適合する制度は何かを分析する。

出席者（6名）

〔教員〕黒澤修一郎、小池直希、永松正則、毎熊浩一、横井里保

〔学生〕鄭媛